

私立幼稚園障害児就園運営費補助金交付要綱

(平成5年4月1日決裁)

改正 平成16年12月24日決裁

平成21年4月1日決裁

平成28年3月23日決裁

(趣旨)

第1条 本市は、障害児の私立幼稚園への就園を推進するため、障害児教育を実施する私立幼稚園の設置者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害児 別表第1の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める子どもであって、別表第2の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める者に該当する子どもをいう。
- (2) 幼稚園型認定こども園 幼稚園であって、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設をいう。
- (3) 単独型幼稚園型認定こども園 石川県認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年石川県条例第40号。次号及び第5号において「県条例」という。）第2条第1号イに該当する幼稚園型認定こども園をいう。
- (4) 接続型幼稚園型認定こども園 県条例第2条第1号ロ(1)に該当する幼稚園型認定こども園をいう。
- (5) 並列型幼稚園型認定こども園 県条例第2条第1号ロ(2)に該当する幼稚園型認定こども園をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する幼稚園の設置者とする。

- (1) 私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人が、学校教育法（昭和22年法律第26号）第4条第1項の規定による認可を受けて、本市の区域内に設置する幼稚園（幼稚園型認定こども園を含む。次号において同じ。）であること。
- (2) 障害児が就園している幼稚園で、国及び県の障害児就園に係る補助の対象となっていない幼稚園であること。

（補助対象経費及び補助金の額）

第4条 補助対象経費は、障害児教育に関し必要な経常的経費とする。

2 補助金の額は、予算の範囲内で定める額とする。

3 途中入退園児に対する補助金の額は、在園月数による前項の額の月割額とし、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

4 前項の在園月数は、各月の1日の在園をもって当該月に在園しているものとして算出する。ただし、4月については各幼稚園の始業の日の在園によるものとする。

（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の書類を添付しなければならない。

- (1) 事業計画概要書・収支予算書（様式第1号）
- (2) 当該園児に係る専門医の診断書又は公的機関の意見書
- (3) 市税滞納状況調査承諾書（様式第2号）
- (4) その他必要と認められる書類

（補助金の実績報告）

第6条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業実績報告書に補助事業の効果説明書・収支決算書（様式第3号）を添えて速やかに市長に報告しなければならない。

（書類の整備）

第7条 補助事業者は、補助金に係る書類を整備し、当該補助年度終了後5年間保存しなければならない。

附 則

- 1 この要綱は、平成5年度の補助金から適用する。
- 2 従前の「私立幼稚園心身障害児就園に伴う運営費の補助について」は、廃止する。

附 則（平成16年12月24日決裁）

- 1 この要綱は、平成17年1月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に存するこの要綱の規定による改正前の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成21年4月1日決裁）

この要綱は、平成21年度の補助金から適用する。

附 則（平成28年3月23日決裁）

この要綱は、平成28年4月1日から施行し、平成28年度分からの補助金について適用する。

別表第1（第2条関係）

区分	対象となる子ども
幼稚園	当該施設に就園している本市に住所を有する子ども（以下この表において「補助対象子ども」という。）
単独型幼稚園型認定こども園	補助対象子どものうち、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分についての認定を受けた子ども（以下この表において「1号認定子ども」という。）及び同項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分についての認定を受けた子ども（以下この表において「2号認定子ども」という。）
接続型幼稚園型認定こども園	補助対象子どものうち、1号認定子ども及び2号認定子ども
並列型幼稚園型認定こども園	補助対象子どものうち、1号認定子ども

別表第2（第2条関係）

区分	障害の程度
視覚障害者及び弱視者	両眼の視力が矯正しても0.3未満の者又は視力以外の視機能障害が高度の者

	「視機能障害」が高度とは、高度の視野狭窄、高度の夜盲、全色盲などの障害をいう。
聴覚障害者及び難聴者	両耳の聴力損失が90デシベル以上の者、両耳の聴力損失が90デシベル未満50デシベル以上で補聴器を使用すれば通常の話声を解するに著しい困難を感じない程度の者及び両耳の聴力損失が50デシベル未満で、補聴器を使用しても通常の話し声を理解することが困難な程度の者
知的障害者	精神発育の遅滞の程度が軽度（知能指数（IQ）50から75程度までの程度）以上の者 「軽度」とは、日常生活に差し支えない程度に身辺の事柄を処理することができるが、抽象的な思考は困難である程度をいう。
肢体不自由者	学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3の肢体不自由者の項に規定する程度の肢体不自由者その他の肢体不自由者のうち、留意して指導する必要のある者
病弱者	慢性疾患の状態が医療又は生活規制を必要とする程度の者
身体虚弱者	身体虚弱の状態が医療又は生活規制を必要とする程度の者
言語障害者	聴覚障害者、難聴、脳性まひによる肢体不自由、知的障害などに伴って生じる言語障害を有する者及びその他の言語障害者のうち、留意して指導する必要のある者
情緒障害者	知的障害、病弱などに伴って情緒障害を有する者及びその他の情緒障害者のうち留意して指導する必要のある者

事業計画概要書

事業名	私立幼稚園障害児就園運営費補助				
幼稚園等 〔 〕は 金沢市 在住者	区分	学級数	幼児数	障害児数	障害の種類別園児数
	学則上の規定				視覚障害者及び弱視人 聴覚障害者及び難聴者人 知的障害者 人 肢体不自由者 人 病弱者 人 言語障害者 人 情緒障害者 人
教職員数	区分	本務者	兼務者	計	備考
	教員	人 ()	人 ()	人 ()	()は障害児の 専任教職員数
	職員	()	()	()	
	計	()	()	()	
目的及び 効果	障害児の幼稚園への就園を推進し、障害児教育を実施することで障害児と健常児の交流を通じ、障害児の一層の発達を図る。				
経費の 配分	区分	障害児就園に係る 事業費	負担区分		備考
			市補助金	自己資金	
	人件費				

障 害 児 の 内 容 等	園児氏名 (性別)	生年月日 等		判 定 結 果		判定機関 名	入園 年月日
		生年月日	年齢	障害の種 類	障害の程度		
	()						
	()						
	()						
	()						

収 支 予 算 書

(単位 : 円)

科 目		障害児就園に係る事業費	備 考
収 入 の 部	園児等納付金収入		
	寄付金収入		
	補助金収入		
	雑収入		
	その他収入		
	計		
支 出 の 部	人件費支出		
	経費支出		
	施設・設備関係支出		
	その他支出		
	計		

年 月 日

（宛先）金沢市長

市税滞納状況調査承諾書

年度私立幼稚園障害児就園運営費補助金交付要綱に基づく補助金の申請に係る市税滞納状況を市長が調査することに同意します。

所 在 地

法 人 名

代表者氏名

印

様式第3号（第6条関係）

1. 補助事業の効果

2. 収支決算書

収入の部

(単位：円)

科 目	障害児就園に係る事業		備 考
	予 算 額	決 算 額	
園児等納付金収入			
寄付金収入			
補助金収入			
雑収入			
その他収入			
計			

支 出 の 部

(単位：円)

科 目	障害児就園に係る事業		備 考
	予 算 額	決 算 額	
人件費支出			
経費支出			
施設・設備関係支出			
その他支出			
計			